

史跡等の保存・活用と本證寺境内

—灯を継ぐ寺院と歩む史跡の整備—

岩井 浩介

(文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官)

1. 史跡とはなんだろう？

平成27年(2015)3月、本證寺境内は官報告示され、国の文化財である史跡に指定されました。この国が指定する「史跡」になる、とはそもそもどういう意味をもつのでしょうか。

日本における文化財の保護を担う法律は文化財保護法(昭和25年<1950>制定)となりますが、同法第2条第1項第4号では文化財としての記念物(史跡)を「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの(以下名勝・天然記念物部分省略)」とし、同法第109条では「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる」としています。つまり史跡とは、日本の歴史を語る上で重要であると国が認めた存在であり、その存在自体が非常に貴重である、と言えます。文化財保護法には埋蔵文化財という文化財の類型もありますが、これは地下に埋蔵された文化財、いわゆる遺跡として定義されています。山がちでそれほど居住に適した土地が多いとは言えず、かつ、数万年前から連綿と人類が居住してきた日本列島においては、人が住みやすい場所には必ず遺跡がある、とも言え、全国では約46万か所が遺跡(埋蔵文化財包蔵地)に登録されています。その中で、国の歴史上欠くことのできない、と認められた史跡は1,982件(令和7年10月時点)であり、これだけでも「史跡本證寺境内」は貴重な存在である、ということがご理解いただけるかと思います。

この貴重な史跡については、現状を変える行為(現状変更)について文化庁長官の許可を要する等文化財の価値を護るための制限があるのと同時に、その価値を保存、活用する際には国庫補助金による支援の制度も用意されています。

2. 史跡の保存と活用のための二つの計画

—保存活用計画と整備基本計画—

史跡本證寺境内については、史跡の管理団体である安城市により、平成28年3月に保存活用計画、令和5年5月に整備基本計画という二つの計画が策定されています。この管理団体とは、文化財保護法第113条第1項に規定があり、民地や宗教法人等様々な所有者が存在する場合の多い史跡指定地を管理する団体として、地方公共団体等が指定されるもので、史跡本證寺境内では安城市が指定されています。少し柔らかい言い方をすると、地元の市町村に時に事業者、時に調整者として、国の文化財である史跡の保護を担っていただく制度と言えます。

ところで、史跡を整備、活用したいとのご相談をいただく際、保存活用計画や整備基本計画はなぜ作る必要があるのか、とのご質問をいただく場合があります。「計画」を作るには当然時間も手間もかかる訳で、なぜ、草地の現地をすぐ「公園」にできないのか、というのは当然の疑問かもしれません。

実のところ、保存活用計画と整備基本計画にはそれぞれに役割があり、いずれも貴重な国の文化財を未来へ継承し、より良く活用していくためには重要なステップと言えます。

保存活用計画とは、端的に申し上げますと「史跡等を守り活かすためのルールブック」です。その史跡にはどのような価値(本質的価値)があって、その価値(構成要素)が史跡内にどのように存在するかを確認し、その価値や取り巻く環境にどのような課題があるのかを把握し、その上で、この価値をどのように保存・活用・整備・管理していくのか(方針・ルール・展望)を定める、というのが保存活用計画となります。前述のとおり、史跡は日本の歴史を語る上で重要、貴重な存在であり、ある意味、他に同様のものがない、唯一無二の存在と言えます。つま

り各史跡には独自の価値があることとなり、さらに、日本各地に存在する各史跡はその地域環境も多様です。その価値やルールを整理するには、専門的な知見を有する有識者の方々による真摯な検討と、地域や所有者の方々との合意形成を踏まえた、各史跡それぞれの個性に応じた保存活用計画の策定が必要、ということになります。

次に整備基本計画ですが、こちらは端的に申し上げます「史跡を守り活かすためのアクションプラン」と言えます。整備基本計画は史跡の価値を復旧し、その価値を持続的に享受、継承できるよう、積極的に公開・活用を図る上での方針や具体的な方法を定めた計画であり、この整備方法を検討するためには、史跡の価値様相や、取り巻く環境の現状や課題をより具体的に把握する必要があります。この基礎情報を踏まえ、では実際、現地でどのような整備を行い、どのように公開活用し、維持管理していくか、を具体化していきます。前述のとおり、史跡はそれぞれ独自の個性をもつ存在ですが、その保存や活用の方法にはソフト・ハードとも多様な方向性があり、更には、史跡の置かれた自然環境や社会環境、より踏み込むと史跡を支える地域社会の状況や地方公共団体の規模等により、その実現性・持続可能性の担保となる「与条件」もかなり多様なものとなります。整備基本計画が現地で実現できないような「絵にかいた餅」とならないよう、その検討には、地方公共団体（管理団体）のみならず、有識者、地域団体、関係者等を巻き込んだ検討が必要であり、各史跡での計画を検討する会議や委員会では、真摯な、そして喧々諤々の議論がなされていることも多いのです。

なお、両計画とも策定に当たっては、文化庁の国庫補助金による支援制度もあります。

3. 史跡本證寺境内の二つの計画

さて、史跡本證寺境内の保存活用計画と整備基本計画の概要を少しだけ紹介します。史跡本證寺境内保存活用計画では、本史跡の本質的価値を「1. 歴史の継承（三河一向一揆の中心寺院、江戸時代にお

ける中本山・触頭としての役割、「寺内」の伝統の継続、真宗文化の共有による連帯の継承）」、「2. 堀と土塁等の遺構群が残存していること」、「3. 文化財群が継承されてきたこと」、「4. 自然環境が保全されてきたこと」の4つに集約しており、また本證寺で守っていただいている本堂や庫裏等の建造物、寺院や安城市の所有地に跨り存在する堀や土塁等、多様な価値を構成する要素が把握されています。また、この価値を保存・活用する方針として、現存する本證寺との「共存」とともに、一向一揆の時代からの価値（重層する価値）の顕在化についても示されています。

保存活用計画策定後、策定された整備基本計画では、この保存活用計画の方針を踏まえ、地上に存在する建造物から堀、石垣、土塁、地下に埋蔵された遺構まで、多様な価値様相とその状態をさらに具体的に整理するとともに、アクセスや公共インフラ状況から、堀の水質、樹木の状態まで、多岐にわたる環境の現状と課題が把握されています。その上で、その状況に応じた史跡内の地区区分と役割分担、価値の保存方法・表現方法、動線やサイン、便益施設等の諸施設の整備・公開活用・維持管理の方法・役割分担等、多岐にわたる方法が具体化されました。

4. 史跡本證寺境内の現在地

前述の二つの計画に基づき、史跡本證寺境内では既に現地での整備が本格化しています。

整備基本計画策定後、安城市では史跡全体での整備方法の標準的な設計・仕様を定める基本設計を策定、さらに整備の各工種・工区の詳細を決定する実施設計を策定し、現地で整備工事が実施されています。基本設計では、現存の土塁や堀等の保存修理方法や、堀跡等の潜在化している価値の顕在化の方法、園路の舗装方法や各種サインの基本的なデザイン、さらには雨排水の処理方法まで、様々な工種の基本的な設計方針が整理されています。この基本設計により、事業期間や費用等の見通しが立ち、また、各種仕様・デザインの統一性も図られることになりました。実施設計は工事発注のための設計図書であり、

現地での施工を着実、円滑に行うための詳細図面が作成され、その実現のための積算経費に基づき、工事が発注され、実際の施工が行われることとなります。

史跡本證寺境内は、現地においてこの設計・施工が積み重なっていく段階であり、今後は毎年、現地の様変わりしていくこととなります。この「より良い場」になっていくプロセスもまた、「今しか見られない」光景と言えますので、身近な地域のみなさまにはそのプロセスも体感できる、またとない機会として楽しんでいただければと思います。

5. 史跡本證寺境内のこれから

—各地の史跡の事例から—

さて、これからの史跡本證寺境内を楽しみにしつつも、では実際どのように変わっていくのか、また、今後の本格的な公開を控え、公開活用や維持管理はどうあるべきなのか、本史跡の参考となりそうな全国の事例を少し紹介したいと思います。

史跡には、歴史的出来事で有名な跡地・遺跡、というイメージをお持ちの方も多いかもかもしれません。実際、城跡や古墳、集落跡、鉱山跡等、現在はその機能を失った跡地のことも多いのですが、本證寺境内のように価値が認められている時代から、現代までその機能・役割を継承し続けている史跡もありますので、以下ではこの機能を継承し続けている史跡のうち、寺院・寺院跡を中心に全国の事例を少し紹介します。

古代から続く寺院の境内が史跡に指定されている事例が、史跡東大寺旧境内とうだい じきゅうけいだいや史跡興福寺旧境内こうふく じきゅうけいだい（奈



写真 17 下野国分尼寺跡（栃木県下野市）

良県奈良市)、史跡法隆寺旧境内ほうりゅうじきゅうけいだい（同県斑鳩町）等近畿圏を中心に存在します。基本的には最盛期より境内が縮小している場合も多く、また、法隆寺等のように伽藍建物が継承され続けている寺院も僅かながらあります。また、奈良時代に聖武天皇の詔により全国に整備された国分寺が現代まで同じ場所で寺域を継承し続け、その境内が史跡指定されている史跡周防国分寺旧境内すおう こくぶん じきゅうけいだい（山口県防府市）のような事例もあります。とはいえ古代の寺院で、当時と同じ寺院が同じ場で継承されて、史跡指定されている事例は少なく、多くは古代寺院跡として、地元自治体による発掘調査の後、基壇跡等が整備され、公開されています。

古代から中世にかけては、各地で山岳信仰や修験の場として、山林に壮大な僧坊群等が展開する山岳寺院が建立されました。このうち史跡平泉寺旧境内へいせん じきゅうけいだい（福井県勝山市）、史跡大山寺旧境内だいせん じきゅうけいだい（島根県大山町）、史跡等妙寺旧境内とうみょうじきゅうけいだい（愛媛県鬼北町）等が史跡指定されています。多くは神仏分離・廃仏毀釈等により近



写真 18 史跡周防国分寺旧境内（山口県防府市）

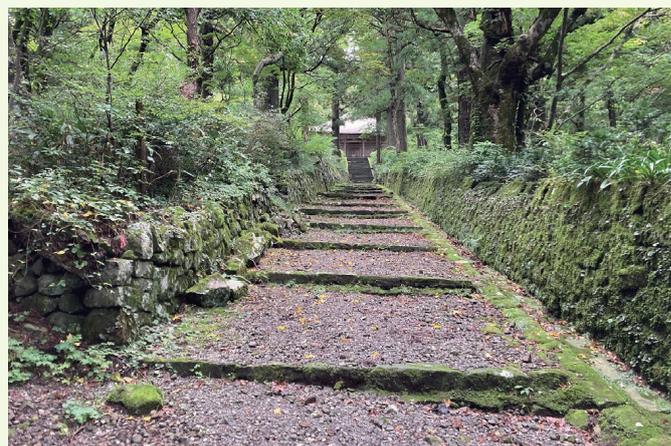


写真 19 史跡大山寺旧境内（鳥取県大山町）

代に急速に荒廃しますが、山地全体に広がる寺院跡や僧坊跡、山中の窟屋等が史跡指定されており、地元自治体が石垣等の修理や、園路・サイン整備等を実施しています。

また神奈川県の鎌倉では市域を取り囲む丘陵に点在する谷戸（谷）ごとに禅宗寺院が立地しており、史跡円覚寺境内、史跡瑞泉寺境内、史跡浄智寺境内等が史跡指定されています。これらは鎌倉時代から寺院が存続し、谷戸内の境内地や寺院所有地が指定されていること、中世の建造物が現存する事例は少ないものの谷戸の地形を活かした庭園ややぐら（横穴式墳墓）が併存すること等が特徴です。

本史跡と様相が類似する事例としては、中世末から近世初頭まで、琵琶湖の湖上水運に携わった寺院で、堀や土塁に囲まれている史跡芦浦観音寺跡（滋賀県草津市）があり、現在、管理団体である市が建造物修理や遺構表示等の整備を実施中です。江戸時代の寺院が史跡指定された事例としては、19世紀初頭に蝦夷地（北海道）に幕府が建立した三官寺である史跡善光寺跡（伊達市）、史跡国泰寺跡（厚岸町）等があります。

前述のとおり、史跡指定されている寺院の多くは、継続・一時的断絶も含めて現在も寺院が存続し、その寺院が史跡の価値の観点から石垣や建造物の修理やサイン整備等を行う場合、または、寺院跡として地元自治体が調査、整備・活用していく場合のどちらかが多く、本證寺境内のように地元自治体と存続



写真 21 史跡瑞泉寺境内・名勝瑞泉寺庭園
（神奈川県鎌倉市）

する寺院が役割分担しつつ、共存・協力して整備、活用している事例は意外と少ないと言えます。

本證寺境内の今後の整備、さらには整備中から始まる公開活用や管理運営では、市・寺院・地域・有識者委員会間での事前調整や意見集約で関係者のみなさまはご苦労されることもあるかもしれません。しかし、現在も灯を継ぐ寺院に史跡中枢での文化財の保存・継承を担っていただきながら、市がその周辺で潜在化する「歴史」を掘り起こし、「市民の財産」として価値を顕在化しつつ快適な空間整備を行い、公開活用することで、寺院や寺内の有する豊かな歴史が地域内外の方々に「再発見」され、寺院や地域の文化の保存・継承の新たな力となる、本史跡がそのような「好事例」となることを期待しています。

参考文献

- 安城市 2016『史跡本證寺境内保存活用計画』
- 2023『史跡本證寺境内整備基本計画』
- 文化庁文化財部記念物課監修 2005『史跡等整備のてびき』
- 文化庁文化財部記念物課 2015『平成 26 年度「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』



写真 20 史跡芦浦観音寺（滋賀県草津市）